

中小企業イノベーション創出推進事業に係るフォローアップ委員会
設置要綱

(目的)

第1条 中小企業イノベーション創出推進事業(以下「当該事業」という。)に係る、フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)を次のとおり設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、厚生労働省が実施する当該事業において採択するプロジェクトの進捗、課題とその対応策等を定期的に関係者で確認し、議論することを目的とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、以下の分野毎に設置する。

- 2 AIホスピタル分野
- 3 健康長寿社会分野

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

医政局研究開発政策課代表者
当該事業統括プログラムマネージャー
当該事業プロジェクトリーダー
一般社団法人低炭素投資促進機構によって委嘱された外部有識者

- 2 公正かつ中立な議論を行う観点から、委員はその任期中は、補助対象事業へ参加(研究担当者としての参加を含む。)することができない。

第5条 委員会は、その決議に基づき、議決権を持たず、それぞれの専門における有益な情報又は意見を提供するオブザーバーの出席を認めることができる。

- 2 医政局研究開発政策課の当該事業担当者及び事務局は、前項の規定にかかわらず、オブザーバーとして出席することができる。

(委員の任期等)

第6条 前条に定める委員の任期は、当該事業のプロジェクト(AIホスピタル分野および健康長寿社会分野)が終了するまでとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合はその後任者を充てる。

- 2 委員には、謝金及び交通費を支給することができる。

(委員会の長)

第7条 委員会に委員長をおく。

2 当該事業統括プログラムマネージャーを委員長とする。

3 委員長は、委員会の議事を運営する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、事務局が招集し、委員の2分の1以上の出席によって成立するものとする。ただし、出席委員が2分の1に満たない場合でも、出席できない委員の議決権を委員長に一任することにより、委員会へ出席したものとして扱う。

2 委員会の出席には、開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した委員会への参加を含めるものとする。

3 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し書面による審議を行うことを通知し、委員会を開催することができる。

4 委員は書面により審議に加わることができる。

第9条 委員会での議決は、出席した委員の合議により決する。

2 委員が委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員会に対して委任状の提出を行うことができる。

(委員会の事務局)

第10条 委員会の事務局は、一般社団法人低炭素投資促進機構および株式会社NTTデータ経営研究所において行う。

(秘密保持等)

第11条 委員会に従事する者は、職務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(免責)

第12条 委員会は、委員会の活動として提供した情報が原因で提供を受けた補助対象事業者等に生じた損害につき、損害賠償の責任を負わないものとする。ただし、故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

(違反等に関する通報)

第13条 委員及び補助対象事業者は、委員会において取り扱われる情報の漏えい、共有範囲の逸脱を始め、当該事業実施要領、本要綱、その他委員会の

決定事項に違反する行為が行われていると思料するときは、事務局に対してその旨を通報できるものとする。

(その他)

第14条 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

2 委員会における議事・資料等については、補助事業者等の事業内容に機密情報等が含まれること、これらの事業内容について率直かつ自由闊達な意見交換のもと審議等を行う必要がある等の観点から非公開とする。ただし、委員会における議事の概要等について、前記に反しない限りにおいて、委員会に報告の上、委員長の判断のもと公表することができる。

附 則

1. この要綱は、令和5年12月26日から施行する。
2. この要綱は、当該事業のプロジェクト（AI ホスピタル分野および健康長寿社会分野）が終了したときに失効する。